

東京大学（駒場）駒場オープンラボラトリー施設整備事業

要求水準書（案）に関する訂正事項について（平成 15 年 2 月 28 日）

平成 15 年 2 月 26 日公開の上記要求水準書（案）について、下記該当箇所に訂正がありましたのでお知らせいたします。

P 1 6 【別表 - 2】各エリアの要求水準

<表記内容の説明>を P 1 7 として追加し、【別表 - 3】以降のページを繰り下げ
します。

以上

なお、平成 15 年 2 月 28 日をもちまして、公開しております要求水準書（案）は訂正後
のものと差し替えておりますのでご注意ください。

東京大学施設部企画課

<表記内容の説明>

- (a) 一般事項
- ・床荷重：表記数値は単位面積当りの一般的な数値であり、実状に応じて変わる可能性もある。
 - ・自然採光：外部に面して配置することが望ましい室を意味する。
- (b) 内装
- 各エリア（室）の用途に応じた適切な仕上材を選定すること。各記号は、基本的な仕上等の性能を表すものであり、特にその機能が重視されるものを表記している。
- ・床：F1（汚れにくく清掃等が容易であること）、F2（配線の取出しが自由にできること）、F3（給排水が自由な位置でできること）、F4（化学薬品に耐えうる材質であること）
 - ・壁：W1（汚れにくく清掃等が容易であること）、W2（吸音性能を有すること）
 - ・天井：C1（汚れにくく清掃等が容易であること）、C2（吸音性能を有すること）、C3（化学薬品に耐えうる材質であること）、C4（展示用照明器具などの取付等に配慮すること）、C5（配線の取出しが自由にできること）
- (c) 電源設備
- ・照明用、コンセント用電源は表記の容量を確保するとともに、コンセントは適切な間隔で壁または床に設置すること。
 - ・実験用の電源容量は、研究内容に伴い流動的であるため、表記の数値を目安とする。また、実験用分電盤までを標準装備とすること。
- (d) 照明設備
- ・室内照度は表記数値の範囲内を目安とし、室の用途に応じて照明方法等適切な計画とすること。
- (e) 電話・情報設備
- ・I1：電力・情報パワポイントボックス（スイッチングル付）による対応、I2：情報コンセント（電話・LAN）による対応
- (f) TV 共同視聴設備
- ・TV 接続端子を1箇所設置する。
- (g) 入退室
- ・K1：出入口は電気錠とし、IDカード（カードリーダー）+テンキー併用方式とする。
 - ・K2：出入口は電気錠とし、IDカード（カードリーダー）方式とする。
- (h) 給排水衛生設備（生活用）
- ・可：別途工事により、入居者が必要に応じ設置する。尚、各実験研究室突き出しまではPFI事業者にて設置する。
 - ・要：PFI事業者が設置する。
- (i) 実験用給排水換気設備
- ・可：別途工事により、入居者が必要に応じ設置する。尚、各実験研究室突き出しまではPFI事業者にて設置する。
各室内に設置する個別給湯設備（入居者が必要に応じ設置）に対し、専用の排気設備は不要。